

預金の保護の範囲が変わります

金融機関が破たんした場合、私たちの預金の保護される範囲が次の表のとおりに変わります。

詳しくは各金融機関の窓口、又は金融庁のホームページへ。
(<http://www.fsa.go.jp/>)

保護対象となる金融機関
銀行(日本国内に本店がある)、信用金庫、信用組合、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農協、漁協、水産加工業協同組合

	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月以降
保護対象となる預金		
別段預金	全額保護	利息のつかない等の条件を満たす預金(※1)は全額保護
当座預金		
普通預金(利息なし)		
普通預金(利息あり)		
定期預金	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護(※2)	
定期積立		
ビッグワイド等		
保護の対象とならない預金		
外貨預金	破たん金融機関の財産の状況に応じて支払い	
譲渡性預金		
ヒット等		

(※1) 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。

(※2) 保護の範囲を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます(二部カットされることがあります)。

(総務課)

今年も統一地方選挙の年

今年も4年に1度の統一地方選挙の年です。熊野町での選挙も右の表のとおり行われます。

私たちの身近な政治に参画する代表者を送り出すものです。

大切な一票、みんなそろって投票しましょう。

各地域の投票場所は下の表のとおりです。

今回の選挙から、中溝地区の投票場所が

「第一小学校体育館」から「中央ふれあい館(旧役場跡地)」に変更になります。中溝にお住まいの方はご注意ください。

選挙の種類	選挙期日(投票日)	告示日
広島県議会議員一般選挙	4月13日(日)	4月4日(金)
熊野町議会議員一般選挙	4月27日(日)	4月22日(火)

投票所名	区 域	投票場所
第1投票所	呉地	呉地公会堂
第2投票所	出来庭	出来庭老人会館
第3投票所	中溝	中央ふれあい館
第4投票所	萩原	萩原老人集会所
第5投票所	城之堀	城之堀老人集会所
第6投票所	初神・新宮	東公民館
第7投票所	平谷・貴船・柿迫	西公民館
第8投票所	川角・石神・神田・東山	第三小学校体育館



「選挙のめいすいくん」

問合せ先 熊野町選挙管理委員会(総務課内) TEL 820-5601